

○総務省告示第三百二十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第一項第三号の規定に基づき、事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務大臣が別に告示するものを次のように定める。

令和五年九月二十六日

総務大臣 鈴木 淳司

次のいずれにも該当するもの

- 一 二以上の都道府県の区域にわたって提供される電気通信役務に係る電気通信設備
- 二 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備
- 三 次に掲げる機能のいずれかを有する電気通信設備
 - イ 伝送機能
 - ロ 交換機能
 - ハ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）
 - ニ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能
 - ホ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能